

質問1：公正証書を作成している場合、住所の表記が変わっても有効なのでしょうか。

回答1：住居表示実施以前に作成した、契約書や遺言書といった公正証書が無効になることはありません。
お送りした通知書や、証明書とともに保管してください。

質問2：住居表示の実施により、本籍は変わらないということでしょうか。

回答2：本籍の変更はありません。
なお、11月6日以降であれば、任意で転籍届を出して新しい住所の○番を本籍として変更することも可能です。

質問3：都バスの車内案内は「やくおうじまち」、信号機のローマ字表記は「やくおうじちょう」、道路の青い案内板の表記は「市ヶ谷」と「ヶ」が入っているなど、町名の表記が統一されていません。
住居表示実施後には、表記が統一されるということでしょうか。

回答3：11月6日の住居表示実施により、読み方も含めて、町の名前が正式に決定します。
新宿区では都バスをはじめ関係部署に「市谷薬王寺町（いちがややくおうじまち）」という表記を周知してまいります。

質問4：自分で住所変更の手続きをしなければならないものが多々あり、仕事を休み、交通費を払って窓口まで行き、手続きをすることになります。
確定申告では通院の交通費は控除の対象になりますが、同様に住居表示実施に伴う住所変更の手続きについても、領収書等を申告すると控除されるだとか、住居表示実施に協力するというこちらの気持ちに対して、何かお考えはありますか。

回答4：申し訳ありませんが、交通費等を区が負担するという事は出来かねます。
ただ、具体的にどのような手続きが必要なのか伺い、私どもで用意できる書類があればご用意するなどして、可能な限りご負担が減るよう、対応させていただきます。

質問5：新住所の書き方を省略することはできますか。

私の場合、○番○-○号となるのですが、知り合いへの通知で番と号を除いてもよいのでしょうか。

回答5：可能です。
通知書に記載してある住所の表記は、住民票上の正式な表し方ですので、例えば、「市谷薬王寺町1番1-101号」という住所を普段使う場合には、「市谷薬王寺町1-1-101」と省略して書いていただいても問題ありません。